○農林水産省告示第千四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字片倉二二二四の二六

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町筏戸大上字ナカラ畑三五五の一六（次の図に示す部分に限る。）、字ヤトコ三八一の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字片倉二二二四の一五、二二二四の二一から二二二四の二三まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県富山市浜黒崎字松下三三九五の一・三三九六の一・三三九七（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、横越字高来一七一三の二四・一七一三の二六・一七一三の二八・一七一三の三二・一七一三の三九・一七一三の四一・一七一三の四三（以上七筆国有林）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村百瀬川字西山一七一の二（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村百瀬川字西山一七一の二（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県下新川郡朝日町宮崎字常福寺五の一・字明石七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県南足柄市内山字宮ノ久保二六四六、二六四九、二六五〇の一、二六五二、矢倉沢字上ノ山一八二〇、一八二一、一八二二の一、字丸山一九〇五の六、一九〇五の七、一九一一の二五、一九一一の二六、一九一一の三七から一九一一の四〇まで、足柄上郡山北町山北字直路三四七七の一、字前梶ヶ尾三五〇七の一、三五〇七の二、字風鼻三五一三の一、三五一三の二、三五一五の三、三五一五の一二、三五一六の二、三五一六の三、皆瀬川字大日蔭二一八五のイ、二一八五の三、谷ケ字ヌタ一一三三の一、一一三四のイ、一一三四のロ、玄倉字小畑平五七九の三九、向原字村雨山四三二四の一、四三二八の二、四三四七の二（次の図に示す部分に限る。）、四三四八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁並びに南足柄市役所及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　秋田県仙北市・大仙市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

仙北市・大仙市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

仙北市・大仙市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

仙北市（次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　秋田県仙北市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

仙北市・大仙市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

仙北市・大仙市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　秋田県仙北市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健